

○名古屋市環境基本条例（抜粋）

第 3 章 名古屋市環境審議会

（設置）

第 25 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として、名古屋市環境審議会（以下「市審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 26 条 市審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第 27 条 市審議会は、委員及び専門委員をもって組織する。

2 委員は 25 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員のうちから議長が推薦した者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関職員

3 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、その調査審議事項ごとに 5 人以内の専門委員を置くものとし、学識経験者のうちから調査審議事項を明記して市長が委嘱する。

（任期）

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その調査審議事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

（委任）

第 29 条 前 4 条に定めるもののほか、市審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

# ○名古屋市環境審議会規則

平成 8 年 4 月 1 日  
規則第 59 号

(目的)

第 1 条 この規則は、名古屋市環境基本条例(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)第 29 条の規定に基づき、名古屋市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第 1 項中「市長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事及び書記)

第 6 条 審議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事及び書記は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 8 号)抄

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。